

障がい者の権利を守るために

気づいて防ごう 障がい者虐待



『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』が平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がいがある人の安心で安全な地域生活を守るために、一人ひとりが虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として社会として早めの対応を心がけるようにしましょう。

身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。

性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

経済的虐待

本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使うこと。また理由なく金銭を渡さないこと。

こんなことが虐待に

放棄・放任 (ネグレクト)

食事や入浴、洗たく、排せつなどの世話や介護をほとんどせず、心身を衰弱させること。

心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。



■虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されていることに気づいた人は、一人で抱え込まないですみやかに、役場福祉課まで通報してください。早めの対応や支援が虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

■虐待を早期発見するために

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障がい者自身がSOSを出さなかったりすることがあります。日ごろから障がい者を取りまく環境を注意深く見守るネットワークづくりが大切です。



■養護者への支援も大切です

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識の不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

◆連絡・問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎6573 有線6772